

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産に該当する財産はありません。

2. 引当金の明細

引当金に該当する負債はありません。

※「附属明細書」については、上記のとおり該当するものがないため、添付を省略しています。